

改 正 案	現 行
目次 第一章 総則（第一条―第五条） 第二章 漁業権及び入漁権（第六条―第五十一条） 第三章 指定漁業（第五十二条―第六十四条） 第四章 漁業調整（第六十五条―第七十四条の四） 第五章 削除 第六章 漁業調整委員会等 第一節 総則（第八十二条・第八十三条） 第二節 海区漁業調整委員会（第八十四条―第一百四条） 第三節 連合海区漁業調整委員会（第一百五条―第一百九条） 第四節 広域漁業調整委員会（第一百十条―第一百四条） 第五節 雑則（第一百五条―第一百九条） 第七章 土地及び土地の定着物の使用（第二百十条―第二百二十六条） 第八章 内水面漁業（第二百二十七条―第三百二十二条） 第九章 雑則（第三百三十三條―第三百三十七條の三） 第十章 罰則（第三百三十八條―第四百十六條） 附則	目次 第一章 総則（第一条―第五条） 第二章 漁業権及び入漁権（第六条―第五十一条） 第三章 指定漁業（第五十二条―第六十四条） 第四章 漁業調整（第六十五条―第七十四条の二） 第五章 削除 第六章 漁業調整委員会等 第一節 総則（第八十二条・第八十三条） 第二節 海区漁業調整委員会（第八十四条―第一百四条） 第三節 連合海区漁業調整委員会（第一百五条―第一百九条） 第四節 広域漁業調整委員会（第一百十条―第一百四条） 第五節 雑則（第一百五条―第一百九条） 第七章 土地及び土地の定着物の使用（第二百十条―第二百二十六条） 第八章 内水面漁業（第二百二十七条―第三百二十二条） 第九章 雑則（第三百三十三條―第三百三十七條の三） 第十章 罰則（第三百三十八條―第四百十六條） 附則

(定義)

第二条 (略)

2 (略)

3 この法律において「動力漁船」とは、推進機関を備える船舶であつて次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 専ら漁業に従事する船舶

二 漁業に従事する船舶であつて漁獲物の保蔵又は製造の設備を有するもの

三 専ら漁場から漁獲物又はその製品を運搬する船舶

四 専ら漁業に関する試験、調査、指導若しくは練習に従事する船舶又は漁業の取締りに従事する船舶であつて漁ろつ設備を有するもの

(漁業権の定義)

第六条 (略)

2、4 (略)

5 「共同漁業」とは、次に掲げる漁業であつて一定の水面を共同に利用して営むものをいう。

一・二 (略)

三 第三種共同漁業 地びき網漁業、地こぎ網漁業、船びき網漁業（動力漁船を使用するものを除く。）、飼付漁業又はつきいそ漁業（第一号に掲げるものを除く。）であつて、第五号に掲げるも

(定義)

第二条 (略)

2 (略)

5 「共同漁業」とは、次に掲げる漁業であつて一定の水面を共同に利用して営むものをいう。

一・二 (略)

三 第三種共同漁業 地びき網漁業、地こぎ網漁業、船びき網漁業（動力漁船（漁船法（昭和二十五年法律第百七十八号）第二条第二項に規定する動力漁船をいう。以下同じ。）を使用するものを

の以外のもの

四・五（略）

（休業による漁業権の取消し）

第三十七条（略）

2 漁業権者の責めに帰すべき事由による場合を除き、第三十九条第一項の規定に基づく処分、第六十五条第一項若しくは第二項の規定に基づく命令、第六十七条第一項の規定に基づく指示、同条第十一項の規定に基づく命令、第六十八条第一項の規定に基づく指示又は同条第四項において読み替えて準用する第六十七条第十一項の規定に基づく命令により漁業権の行使を停止された期間は、前項の期間に算入しない。

3・4（略）

（許可又は起業の認可についての適格性）

第五十七条 指定漁業の許可又は起業の認可について適格性を有する者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

一・二（略）

三 許可を受けようとする船舶（母船式漁業にあつては、母船又は独航船等）が農林水産大臣の定める条件を満たさないこと。

四 その申請に係る漁業を営むに足る資本その他の経理的基礎を有しないこと。

除く。）、飼付漁業又はつきいそ漁業（第一号に掲げるものを除く。）であつて、第五号に掲げるものの以外のもの

四・五（略）

（休業による漁業権の取消し）

第三十七条（略）

2 漁業権者の責に帰すべき事由による場合を除き、第三十九条第一項の規定に基づく処分、第六十五条第一項の規定に基づく命令、第六十七条第一項の規定に基づく指示、同条第十一項の規定に基づく命令、第六十八条第一項の規定に基づく指示又は同条第四項において読み替えて準用する第六十七条第十一項の規定に基づく命令により漁業権の行使を停止された期間は、前項の期間に算入しない。

3・4（略）

（許可又は起業の認可についての適格性）

第五十七条 指定漁業の許可又は起業の認可について適格性を有する者は、左の各号のいずれにも該当しない者とする。

一・二（略）

三 許可を受けようとする船舶（母船式漁業にあつては、母船又は独航船等）が農林水産大臣の定める条件をみたさないこと。

四 その申請に係る漁業を営むに足る資本を有しないこと。

五 第一号又は第二号の規定により適格性を有しない者が、どんな名目によるのであつても、実質上当該漁業の経営を支配するに至るおそれがあること。

2 (略)

(公示に基づく許可等)

第五十八条の二 (略)

2 前項の規定により許可又は起業の認可をしなければならない申請に係る船舶の隻数(母船式漁業にあつては、母船の数。以下この項から第五項までにおいて同じ。)が前条第一項の規定により公示した船舶の隻数を超えるときは、前項の規定にかかわらず、農林水産大臣は、公正な方法でくじを行い、許可又は起業の認可をする者を定める。

3 農林水産大臣は、第一項の規定により許可又は起業の認可をしなければならぬ申請に係る船舶の隻数が前条第一項の規定により公示した船舶の隻数を超える場合において、その申請のうちに次に掲げる申請があるときは、前項の規定にかかわらず、その申請に対して、次の順序に従つて、他の申請に優先して許可又は起業の認可をしなければならない。

一 現に当該指定漁業の許可又は起業の認可を受けている者(次号の申請に基づく許可又は起業の認可を受けている者にあつては、新技術の企業化により現にこの号の申請に基づく許可を受けている者と同程度の漁業生産を確保することが可能となつたものとし

五 第一号又は第二号の規定により適格性を有しない者が、どんな名目によるのであつても、実質上当該漁業の経営を支配するに至る虞があること。

2 (略)

(公示に基づく許可等)

第五十八条の二 (略)

2 前項の規定により許可又は起業の認可をしなければならない申請に係る船舶の隻数(母船式漁業にあつては、母船の数。以下この項から第四項までにおいて同じ。)が前条第一項の規定により公示した船舶の隻数を超えるときは、前項の規定にかかわらず、農林水産大臣は、公正な方法でくじを行い、許可又は起業の認可をする者を定める。

3 農林水産大臣は、第一項の規定により許可又は起業の認可をしなければならぬ申請に係る船舶の隻数が前条第一項の規定により公示した船舶の隻数を超える場合において、その申請のうちに現に当該指定漁業の許可又は起業の認可を受けている者(当該指定漁業の許可の有効期間の満了日が前条第一項の規定により公示した許可又は起業の認可を申請すべき期間の末日以前である場合にあつては、当該許可の有効期間の満了日において当該指定漁業の許可又は起業の認可を受けていた者)が当該指定漁業の許可の有効期間(起業の認可を受けており又は受けていた者にあつては、当該起業の認可に係る指定漁業の許可の有効期間)の満了日の到来のため当該許可又

て農林水産省令で定める基準に適合するものに限り、当該指定漁業の許可の有効期間の満了日が前条第一項の規定により公示した許可又は起業の認可を申請すべき期間の末日以前である場合にあっては、当該許可の有効期間の満了日において当該指定漁業の許可又は起業の認可を受けていた者を含む。）が当該指定漁業の許可の有効期間（起業の認可を受けており又は受けていた者にあつては、当該起業の認可に係る指定漁業の許可の有効期間）の満了日の到来のため当該許可又は起業の認可に係る船舶と同一の船舶についてした申請（母船式漁業にあつては、同一の船団に属する母船及び独航船等の全部について、当該許可又は起業の認可に係る母船又は独航船等と同一の母船又は独航船等についてした申請）

二 漁業生産力の発展に特に寄与すると農林水産大臣が認める試験研究又は新技術の企業化のために使用する船舶についてされた申請

4 農林水産大臣は、前項の規定により許可又は起業の認可をしなければならぬ申請のうち同項第一号に係るものに係る船舶の隻数が前条第一項の規定により公示した船舶の隻数を超える場合には、前項の規定にかかわらず、少なくとも次に掲げる事項を勘案して（母船式漁業にあつては、同一の船団に属する母船及び独航船等について次に掲げる事項を勘案して）許可又は起業の認可の基準を定め、これに従つて許可又は起業の認可をしなければならない。

一 前項の規定により許可又は起業の認可をしなければならない申

は起業の認可に係る船舶と同一の船舶についてした申請（母船式漁業にあつては、同一の船団に属する母船及び独航船等の全部について、当該許可又は起業の認可に係る母船又は独航船等と同一の母船又は独航船等についてした申請）があるときは、前項の規定にかかわらず、その申請に対して、他の申請に優先して許可又は起業の認可をしなければならない。

4 農林水産大臣は、前項の規定により許可又は起業の認可をしなければならぬ申請に係る船舶の隻数が前条第一項の規定により公示した船舶の隻数を超える場合には、前項の規定にかかわらず、少なくとも次に掲げる事項を勘案して（母船式漁業にあつては、同一の船団に属する母船及び独航船等について次に掲げる事項を勘案して）許可又は起業の認可の基準を定め、これに従つて許可又は起業の認可をしなければならない。

一 前項の規定により許可又は起業の認可をしなければならない申

請に係る船舶（母船式漁業にあつては、母船又は独航船等。第六項において同じ。）の申請者別隻数

二・三（略）

5 | 農林水産大臣は、第三項の規定により許可又は起業の認可をしな
ければならない申請のうち同項第二号に係るものに係る船舶の隻数
が前条第一項の規定により公示した船舶の隻数から第三項第一号の
申請に基づく許可又は起業の認可を受けた船舶の隻数を差し引いた
隻数を超える場合には、同項の規定にかかわらず、同項第二号の申
請に係る試験研究又は新技術の企業化の内容が漁業生産力の発展に
寄与する程度を勘案して許可又は起業の認可の基準を定め、これに
従つて許可又は起業の認可をしなければならない。

6 | （略）

7 | 農林水産大臣は、第三項第一号の農林水産省令並びに第四項及び
第五項の基準を定めようとするときは、水産政策審議会の意見を聴
かなければならない。

（許可等の失効）

第六十二条の二 次の各号のいずれかに該当する場合は、当該指定漁
業の許可又は起業の認可は、その効力を失う。

一 三（略）

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、当該母船と同一の船団に
属する独航船等の全部又は当該独航船等と同一の船団に属する母船
に係る母船式漁業の許可又は起業の認可は、その効力を失う。

請に係る船舶（母船式漁業にあつては、母船又は独航船等。次項
において同じ。）の申請者別隻数

二・三（略）

5 | （略）

6 | 農林水産大臣は、第四項の基準を定めようとするときは、水産政
策審議会の意見を聴かなければならない。

（許可等の失効）

第六十二条の二 左の各号の一に該当する場合は、当該指定漁業の許
可又は起業の認可は、その効力を失う。

一 三（略）

2 左の各号の一に該当する場合は、当該母船と同一の船団に属する
独航船等の全部又は当該独航船等と同一の船団に属する母船に係る
母船式漁業の許可又は起業の認可は、その効力を失う。

一〇三 (略)

四 母船又は同一の船団に属する独航船等の全部に係る母船式漁業の許可又は起業の認可が次条第一項若しくは第二項又は第六十三条において準用する第三十九条第二項の規定により取り消されたとき。

(適格性の喪失等による許可等の取消し)

第六十二条の三 農林水産大臣は、指定漁業の許可又は起業の認可を受けた者が第五十六条第一項第二号又は第五十七条第一項各号(第四号を除く。)のいずれかに該当することとなつたときは、当該指定漁業の許可又は起業の認可を取り消さなければならない。

2 農林水産大臣は、指定漁業の許可又は起業の認可を受けた者が第五十七条第一項第四号に該当することとなつたときは、当該指定漁業の許可又は起業の認可を取り消すことができる。

3 前二項の規定による許可又は起業の認可の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

第六十二条の四 (略)

(準用規定)

第六十三条 指定漁業の許可又は起業の認可に関しては、第三十四条第一項(漁業権の制限又は条件)、第三十五条(休業の届出)、第三十七条第一項及び第二項、第三十九条第一項、第二項、第六項が

一〇三 (略)

四 母船又は同一の船団に属する独航船等の全部に係る母船式漁業の許可又は起業の認可が第六十三条において準用する第三十八条第一項又は第三十九条第二項の規定により取り消されたとき。

(新設)

第六十二条の三 (略)

(準用規定)

第六十三条 指定漁業の許可又は起業の認可に関しては、第三十四条第一項(漁業権の制限又は条件)、第三十五条(休業の届出)、第三十七条第一項及び第二項、第三十八条第一項、第三十九条第一項

ら第十項まで及び第十三項から第十五項まで（漁業権の取消し）並びに水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）第十二条（漁業従事者に対する措置）の規定を準用する。この場合において、「都道府県知事」とあるのは「農林水産大臣」と、第三十四条第一項中「公益上必要があると認めるときは、免許をするにあたり、」とあるのは「公益上必要があると認めるときは、」と、第三十九条第一項中「漁業調整」とあるのは「水産動植物の繁殖保護、漁業調整」と、同条第六項、第十項及び第十三項中「都道府県」とあるのは「国」と、同条第八項中「都道府県知事が海区漁業調整委員会の意見を聴いて」とあるのは「農林水産大臣が」と、同条第十四項中「第十項、第三十四条第二項（海区漁業調整委員会への諮問）並びに第三十七条第四項（意見の聴取）」とあるのは「第十項」と、同条第十五項中「地方税の滞納処分」とあるのは「国税滞納処分」と、同法第十二条中「第十条第五項」とあるのは「漁業法第六十三条において準用する同法第三十九条第一項」と、「同条第四項の告示の日」とあるのは「その許可の取消しの日」と読み替えるものとする。

2・3 （略）

4 第一項において準用する第三十四条第一項、第三十七条第一項又は第三十九条第一項、第二項若しくは第十三項の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない

、第二項、第六項から第十項まで及び第十三項から第十五項まで（漁業権の取消し）並びに水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）第十二条（漁業従事者に対する措置）の規定を準用する。この場合において、「都道府県知事」とあるのは「農林水産大臣」と、第三十四条第一項中「公益上必要があると認めるときは、免許をするにあたり、」とあるのは「公益上必要があると認めるときは、」と、第三十八条第一項中「第十四条に規定する適格性を有する者でなくなつたとき」とあるのは「第五十六条第一項第一号又は第二号に該当することとなつたとき」と、第三十九条第一項中「漁業調整」とあるのは「水産動植物の繁殖保護、漁業調整」と、同条第六項、第十項及び第十三項中「都道府県」とあるのは「国」と、同条第八項中「都道府県知事が海区漁業調整委員会の意見を聴いて」とあるのは「農林水産大臣が」と、同条第十四項中「第十項、第三十四条第二項（海区漁業調整委員会への諮問）並びに第三十七条第四項（意見の聴取）」とあるのは「第十項」と、同条第十五項中「地方税の滞納処分」とあるのは「国税滞納処分」と、同法第十二条中「第十条第五項」とあるのは「漁業法第六十三条において準用する同法第三十九条第一項」と、「同条第四項の告示の日」とあるのは「その許可の取消しの日」と読み替えるものとする。

2・3 （略）

4 第一項において準用する第三十四条第一項、第三十七条第一項、第三十八条第一項又は第三十九条第一項、第二項若しくは第十三項の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行

。

(漁業調整に関する命令)

第六十五条 農林水産大臣又は都道府県知事は、漁業取締りその他漁業調整のため、特定の種類の水産動植物であつて農林水産省令若しくは規則で定めるものの採捕を目的として営む漁業若しくは特定の漁業の方法であつて農林水産省令若しくは規則で定めるものにより営む漁業(水産動植物の採捕に係るものに限る。)を禁止し、又はこれらの漁業について、農林水産省令若しくは規則で定めるところにより、農林水産大臣若しくは都道府県知事の許可を受けなければならぬこととすることができる。

2 | 農林水産大臣又は都道府県知事は、漁業取締りその他漁業調整のため、次に掲げる事項に関して必要な農林水産省令又は規則を定めることができる。

一 水産動植物の採捕又は処理に関する制限又は禁止(前項の規定により漁業を営むことを禁止すること及び農林水産大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならないこととすることを除く。)

二 | 四 (略)

3 | 4 (略)

5 | 第二項の規定による農林水産省令又は規則には、犯人が所有し、又は所持する漁獲物、その製品、漁船及び漁具その他水産動植物の採捕の用に供される物の没収並びに犯人が所有していたこれらの物

わなければならない。

(漁業調整に関する命令)

第六十五条 農林水産大臣又は都道府県知事は、漁業取締りその他漁業調整のため、左に掲げる事項に関して必要な農林水産省令又は規則を定めることができる。

一 水産動植物の採捕又は処理に関する制限又は禁止

二 | 四 (略)

2 | 3 (略)

4 | 第一項の規定による農林水産省令又は規則には、犯人が所有し、又は所持する漁獲物、その製品、漁船及び漁具その他水産動植物の採捕の用に供される物の没収並びに犯人が所有していたこれらの物

件の全部又は一部を没収することができない場合におけるその価額の追徴に関する規定を設けることができる。

6| 農林水産大臣は、第一項及び第二項の農林水産省令を定めようとするときは、水産政策審議会の意見を聴かなければならない。

7| 都道府県知事は、第一項及び第二項の規則を定めようとするときは、農林水産大臣の認可を受けなければならない。

8| 都道府県知事は、第一項及び第二項の規則を定めようとするときは、第八十四条第一項に規定する海面に係るものにあつては関係海区漁業調整委員会の意見を、内水面に係るものにあつては内水面漁場管理委員会の意見を聴かなければならない。

(漁業監督官と漁業監督吏員の協力)

第七十四条の二 農林水産大臣は、捜査上特に必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、特定の事件につき、当該都道府県の漁業監督吏員を漁業監督官に協力させるべきことを求めることができる。この場合においては、当該漁業監督吏員は、捜査に必要な範囲において、農林水産大臣の指揮監督を受けるものとする。

2| 都道府県知事は、捜査上特に必要があると認めるときは、農林水産大臣に対し、特定の事件につき、漁業監督官の協力を申請することができ、この場合においては、農林水産大臣は、適当と認めるときは、当該漁業監督官を協力させるものとする。

(漁業監督吏員と都道府県の区域)

件の全部又は一部を没収することができない場合におけるその価額の追徴に関する規定を設けることができる。

5| 農林水産大臣は、第一項の農林水産省令を定めようとするときは、水産政策審議会の意見を聴かなければならない。

6| 都道府県知事は、第一項の規則を定めようとするときは、農林水産大臣の認可を受けなければならない。

7| 都道府県知事は、第一項の規則を定めようとするときは、第八十四条第一項に規定する海面に係るものにあつては関係海区漁業調整委員会の意見を、内水面に係るものにあつては内水面漁場管理委員会の意見をきかなければならない。

(新設)

第七十四条の三 漁業監督吏員は、前条に規定する場合のほか、捜査

のため必要がある場合において、農林水産大臣の許可を受けたときは、当該都道府県の区域外においても、その職務を行うことができる。

第七十四条の四 (略)

(不服申立てと訴訟との関係)

第三百三十五条の二 農林水産大臣又は都道府県知事が第二章から第四章まで(第六十五条第一項又は第二項の規定に基づく農林水産省令及び規則を含む。)の規定によつてした処分の取消しの訴えは、その処分についての異議申立て又は審査請求に対する決定又は裁決を経た後でなければ、提起することができない。

2 (略)

(事務の区分)

第三百三十七条の三 この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務のうち、次に掲げるものは、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

- 一 第六十五条第一項、第二項、第七項及び第八項並びに第六十六条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務
- 二 第六十七条第三項、第四項、第九項及び第十一項、第七十二条、第三百三十四条第一項及び第二項、同条第四項において準用する

(新設)

第七十四条の二 (略)

(不服申立てと訴訟との関係)

第三百三十五条の二 農林水産大臣又は都道府県知事が第二章から第四章まで(第六十五条第一項の規定に基づく農林水産省令及び規則を含む。)の規定によつてした処分の取消しの訴えは、その処分についての異議申立て又は審査請求に対する決定又は裁決を経た後でなければ、提起することができない。

2 (略)

(事務の区分)

第三百三十七条の三 この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務のうち、次に掲げるものは、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

- 一 第六十五条第一項、第六項及び第七項並びに第六十六条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務
- 二 第六十七条第三項、第四項、第九項及び第十一項、第七十二条、第三百三十四条第一項及び第二項、同条第四項において準用する

第百十六條第三項において準用する第三十九條第六項、第八項及び第十一項並びに前條の規定により都道府県が処理することとされている事務（第五十二條第一項に規定する指定漁業若しくは第六十五條第一項若しくは第二項の規定に基づく農林水産省令の規定により農林水産大臣の許可その他の処分を要する漁業又は同條第一項若しくは第二項の規定に基づく規則若しくは第六十六條第一項の規定により都道府県知事の許可その他の処分を要する漁業に関するものに限る。）	2 (略)	第百三十八條 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。
一五 (略) 六 第六十五條第一項の規定による禁止に違反して漁業を営み、又は同項の規定による許可を受けないで漁業を営んだ者	2 (略)	第百三十八條 次の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。
七 (略)	六 (略)	

改正案	現行
（水産動植物の採捕制限等に関する命令） 第四条 農林水産大臣又は都道府県知事は、水産資源の保護培養のために必要があると認めるときは、特定の種類の水産動植物であつて農林水産省令若しくは規則で定めるものの採捕を目的として営む漁業若しくは特定の漁業の方法であつて農林水産省令若しくは規則で定めるものにより営む漁業（水産動植物の採捕に係るものに限る。）を禁止し、又はこれらの漁業について、農林水産省令若しくは規則で定めるところにより、農林水産大臣若しくは都道府県知事の許可を受けなければならないこととすることができる。 2 農林水産大臣又は都道府県知事は、水産資源の保護培養のために必要があると認めるときは、次に掲げる事項に関して、農林水産省令又は規則を定めることができる。 一 水産動植物の採捕に関する制限又は禁止（前項の規定により漁業を営むことを禁止すること及び農林水産大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならないこととすることを除く。） 二 六（略） 3・4 （略） 5 第二項の規定による農林水産省令又は規則には、犯人が所有し、	（水産動植物の採捕制限等に関する命令） 第四条 農林水産大臣又は都道府県知事は、水産資源の保護培養のために必要があると認めるときは、左に掲げる事項に関して、農林水産省令又は規則を定めることができる。 一 水産動植物の採捕に関する制限又は禁止 二 六（略） 2・3 （略） 4 第一項の規定による農林水産省令又は規則には、犯人が所有し、

又は所持する漁獲物、漁船、漁具その他水産動植物の採捕の用に供される物及び同項第六号の水産動植物の没収並びに犯人が所有していたこれらの物件の全部又は一部を没収することができない場合におけるその価額の追徴に関する規定を設けることができる。

6| 農林水産大臣は、第一項及び第二項の農林水産省令を定めようとするときは、水産政策審議会の意見を聴かなければならない。

7| 都道府県知事は、第一項及び第二項の規則を定めようとするときは、農林水産大臣の認可を受けなければならない。

8| 都道府県知事は、第一項及び第二項の規則を定めようとするときは、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第八十四条第一項（海区漁業調整委員会の設置）に規定する海面に係るものにあつては、関係海区漁業調整委員会の意見を、同法第八条第三項（内水面の定義）に規定する内水面に係るものにあつては、内水面漁場管理委員会の意見を聴かなければならない。

9| 農林水産大臣は、第二項第四号又は第五号に掲げる事項に関する農林水産省令又は規則であつて、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）が適用され、若しくは準用される河川（以下「河川」という。）又は砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条（指定土地）の規定により国土交通大臣が指定した土地（以下「指定土地」という。）に係るものを定め又は認可しようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣に協議しなければならない。

10| 農林水産大臣は、第二項第四号に掲げる事項に関する農林水産省令又は規則を定め又は認可しようとするときは、あらかじめ、経済

又は所持する漁獲物、漁船、漁具その他水産動植物の採捕の用に供される物及び同項第六号の水産動植物の没収並びに犯人が所有していたこれらの物件の全部又は一部を没収することができない場合におけるその価額の追徴に関する規定を設けることができる。

5| 農林水産大臣は、第一項の農林水産省令を定めようとするときは、水産政策審議会の意見を聴かなければならない。

6| 都道府県知事は、第一項の規則を定めようとするときは、農林水産大臣の認可を受けなければならない。

7| 都道府県知事は、第一項の規則を定めようとするときは、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第八十四条第一項（海区漁業調整委員会の設置）に規定する海面に係るものにあつては、関係海区漁業調整委員会の意見を、同法第八条第三項（内水面の定義）に規定する内水面に係るものにあつては、内水面漁場管理委員会の意見をきかなければならない。

8| 農林水産大臣は、第一項第四号又は第五号に掲げる事項に関する農林水産省令又は規則であつて、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）が適用され、若しくは準用される河川（以下「河川」という。）又は砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条（指定土地）の規定により国土交通大臣が指定した土地（以下「指定土地」という。）に係るものを定め又は認可しようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣に協議しなければならない。

9| 農林水産大臣は、第一項第四号に掲げる事項に関する農林水産省令又は規則を定め又は認可しようとするときは、あらかじめ、経済

産業大臣に協議しなければならない。

(許可漁船の定数)

第九条 農林水産大臣は、水産資源の保護のために必要があると認めるときは、漁業法第六十五条第一項又は第二項（漁業調整に関する命令）及びこの法律の第四条第一項又は第二項の規定に基づく農林水産省令の規定により農林水産大臣の許可を要する漁業につき、漁業の種類及び水域別に、農林水産省令で、当該漁業に従事することができる漁船の隻数の最高限度（以下「定数」という。）を定めることができる。

2・3 (略)

(漁獲限度)

第十三条 農林水産大臣は、水産資源の保護のために必要があると認めるときは、漁業法第六十五条第一項又は第二項及びこの法律の第四条第一項又は第二項の規定に基づく農林水産省令の規定により農林水産大臣の許可を要する漁業につき、漁業の種類又は漁獲物の種類及び水域別に、当該漁業により漁獲すべき年間の数量の最高限度（以下「漁獲限度」という。）を定め、関係業者又はその団体に対し、この限度を超えて漁獲しないよう措置すべきことを勧告することができる。

2 (略)

産業大臣に協議しなければならない。

(許可漁船の定数)

第九条 農林水産大臣は、水産資源の保護のために必要があると認めるときは、漁業法第六十五条第一項（漁業調整に関する命令）及びこの法律の第四条の規定に基づく農林水産省令の規定により農林水産大臣の許可を要する漁業につき、漁業の種類及び水域別に、農林水産省令で、当該漁業に従事することができる漁船の隻数の最高限度（以下「定数」という。）を定めることができる。

2・3 (略)

(漁獲限度)

第十三条 農林水産大臣は、水産資源の保護のために必要があると認めるときは、漁業法第六十五条第一項及びこの法律の第四条の規定に基づく農林水産省令の規定により農林水産大臣の許可を要する漁業につき、漁業の種類又は漁獲物の種類及び水域別に、当該漁業により漁獲すべき年間の数量の最高限度（以下「漁獲限度」という。）を定め、関係業者又はその団体に対し、この限度をこえて漁獲しないよう措置すべきことを勧告することができる。

2 (略)

(内水面におけるさけの採捕禁止)

第二十五条 漁業法第八条第三項に規定する内水面においては、溯河魚類のうちさけを採捕してはならない。ただし、漁業の免許を受けた者又は同法第六十五条第一項若しくは第二項及びこの法律の第四条第一項若しくは第二項の規定に基づく農林水産省令若しくは規則の規定により農林水産大臣若しくは都道府県知事の許可を受けた者が、当該免許又は許可に基づいて採捕する場合は、この限りでない。

(不服申立てと訴訟との関係)

第三十五条 農林水産大臣又は都道府県知事が第四条第一項又は第二項の規定に基づく農林水産省令又は規則の規定によつてした処分の取消しの訴えは、その処分についての異議申立て又は審査請求に対する決定又は裁決を経た後でなければ、提起することができない。

2 (略)

(事務の区分)

第三十五条の二 第四条第一項、第二項、第七項及び第八項並びに第三十条の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又

(内水面におけるさけの採捕禁止)

第二十五条 漁業法第八条第三項に規定する内水面においては、さく河魚類のうちさけを採捕してはならない。但し、漁業の免許を受けた者又は漁業法第六十五条第一項及びこの法律の第四条の規定に基づく農林水産省令若しくは規則の規定により農林水産大臣若しくは都道府県知事の許可を受けた者が、当該免許又は許可に基づいて採捕する場合は、この限りでない。

(不服申立てと訴訟との関係)

第三十五条 農林水産大臣又は都道府県知事が第四条第一項の規定に基づく農林水産省令又は規則の規定によつてした処分の取消しの訴えは、その処分についての異議申立て又は審査請求に対する決定又は裁決を経た後でなければ、提起することができない。

2 (略)

(事務の区分)

第三十五条の二 第四条第一項、第六項及び第七項並びに第三十条の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第三十六条 第五条から第七条までの規定に違反した者は、三年以下

は二百万円以下の罰金に処する。 一 第四条第一項の規定による禁止に違反して漁業を営み、又は同項の規定による許可を受けないで漁業を営んだ者 二 第五条から第七条までの規定に違反した者	の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。
---	----------------------------

改 正 案		現 行	
別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係） 備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。		別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係） 備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。	
法 律	事 務	法 律	事 務
（略）	（略）	（略）	（略）
漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）	この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務のうち、次に掲げるもの	漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）	この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務のうち、次に掲げるもの
	一 第六十五条第一項、第二項、第七項及び第八項並びに第六十六条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務		一 第六十五条第一項、第六項及び第七項並びに第六十六条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務
	二 第六十七条第三項、第四項、第九項及び第十一項、第七十二条、第三百三十四条第一項及び第二項、同条第四項において準用する第一百六条第三項において準用する第三十九条第六項、第八項及び第十一項並びに第三百三十七条の二の規定により都道府県が処理することとされている事務（第五十二条第一項に規定する指定漁業若しくは第六十五条第一項若しくは第二項の規定に基づく農林水産		二 第六十七条第三項、第四項、第九項及び第十一項、第七十二条、第三百三十四条第一項及び第二項、同条第四項において準用する第一百六条第三項において準用する第三十九条第六項、第八項及び第十一項並びに第三百三十七条の二の規定により都道府県が処理することとされている事務（第五十二条第一項に規定する指定漁業若しくは第六十五条第一項の規定に基づく農林水産省令の規定によ

	省令の規定により農林水産大臣の許可その他の処分を要する漁業又は同条第一項若しくは第二項の規定に基づく規則若しくは第六十六条第一項の規定により都道府県知事の許可その他の処分を要する漁業に関するものに限る。）	(略)	(略)	水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）	第四条第一項、第二項、第七項及び第八項並びに第三十条の規定により都道府県が処理することとされている事務	(略)	(略)
	り農林水産大臣の許可その他の処分を要する漁業又は同項の規定に基づく規則若しくは第六十六条第一項の規定により都道府県知事の許可その他の処分を要する漁業に関するものに限る。）	(略)	(略)	水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）	第四条第一項、第六項及び第七項並びに第三十条の規定により都道府県が処理することとされている事務	(略)	(略)

改 正 案	現 行
（水路関係事項の通報） 第十九条 （略） 2 都道府県知事は、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十條若しくは第二十二條の規定に基づき、定置漁業若しくは国土交通大臣の指定する共同漁業につき免許をしたとき、又は同法第六十五條第一項若しくは第二項の規定に基づく都道府県規則により、国土交通大臣の指定する漁業の許可をしたときは、次の事項を海上保安庁長官に通報しなければならない。同法第三十七條から第四十條までの規定に基づき漁業権を取り消し又は変更したときその他通報した事項を変更したときは、これらの事項についても、また同様とする。 一・二 （略）	（水路関係事項の通報） 第十九条 （略） 2 都道府県知事は、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十條若しくは第二十二條の規定に基づき、定置漁業若しくは国土交通大臣の指定する共同漁業につき免許をしたとき、又は同法第六十五條第一項の規定に基づく都道府県規則により、国土交通大臣の指定する漁業の許可をしたときは、左の事項を海上保安庁長官に通報しなければならない。同法第三十七條から第四十條までの規定に基づき漁業権を取り消し又は変更したときその他通報した事項を変更したときは、これらの事項についても、また同様とする。 一・二 （略）

改 正 案	現 行
（建造、改造及び転用の許可） 第四条 船舶製造業者その他の者に注文して、動力漁船（長さ十メートル未満のものを除く。以下この章において同じ。）を建造し、又は船舶を動力漁船に改造しようとする者は、その動力漁船が第一号又は第三号に該当する場合にあつては農林水産大臣の許可を受け、その動力漁船が第二号又は第四号に該当する場合にあつてはその主たる根拠地（改造の場合にあつては、その改造後の主たる根拠地）を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。動力漁船以外の船舶を改造しないで動力漁船として転用しようとする者についても、同様とする。 一 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十二条第一項に規定する指定漁業又は同法第六十五条第一項若しくは第二項若しくは水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）第四条第一項若しくは第二項の規定に基づく農林水産省令の規定により農林水産大臣の許可その他の処分を要する漁業に従事する動力漁船 二 漁業法第六十五条第一項若しくは第二項若しくは水産資源保護法第四条第一項若しくは第二項の規定に基づく規則の規定又は漁	（建造、改造及び転用の許可） 第四条 船舶製造業者その他の者に注文して、動力漁船（長さ十メートル未満のものを除く。以下この章において同じ。）を建造し、又は船舶を動力漁船に改造しようとする者は、その動力漁船が第一号又は第三号に該当する場合にあつては農林水産大臣の許可を受け、その動力漁船が第二号又は第四号に該当する場合にあつてはその主たる根拠地（改造の場合にあつては、その改造後の主たる根拠地）を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。動力漁船以外の船舶を改造しないで動力漁船として転用しようとする者についても、同様とする。 一 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十二条第一項に規定する指定漁業又は同法第六十五条第一項若しくは水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）第四条第一項の規定に基づく農林水産省令の規定により農林水産大臣の許可その他の処分を要する漁業に従事する動力漁船 二 漁業法第六十五条第一項若しくは水産資源保護法第四条第一項の規定に基づく規則の規定又は漁業法第六十六条第一項の規定に

業法第六十六条第一項の規定により都道府県知事の許可その他の処分を要する漁業に従事する動力漁船（前号に掲げるものを除く。） 三・四（略） 2 9（略）	より都道府県知事の許可その他の処分を要する漁業に従事する動力漁船（前号に掲げるものを除く。） 三・四（略） 2 9（略）
---	---

改 正 案	現 行
（漁業法等による措置） 第十七条 （略） 2 農林水産大臣又は都道府県知事は、前項の規定による申出があつた場合において、漁業調整、水産資源の保護培養その他公益のために必要があると認めるときは、その申出の内容を勘案して、漁業法第三十四条第一項（同法第六十三条において読み替えて準用する場合を含む。）、第三項若しくは第四項、第六十五条第一項若しくは第二項若しくは第六十六条第一項又は水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）第四条第一項若しくは第二項の規定による水産動植物の採捕の制限等の措置その他の適切な措置を講ずるものとする。 3 （略） （行政庁） 第十八条 この章の規定中「行政庁」とあるのは、資源管理協定の対象となる海域が一の都道府県知事の管轄に属し、かつ、当該資源管理協定の対象となる漁業の種類に漁業法第五十二条第一項に規定する指定漁業又は同法第六十五条第一項若しくは第二項若しくは水産	（漁業法等による措置） 第十七条 （略） 2 農林水産大臣又は都道府県知事は、前項の規定による申出があつた場合において、漁業調整、水産資源の保護培養その他公益のために必要があると認めるときは、その申出の内容を勘案して、漁業法第三十四条第一項（同法第六十三条において読み替えて準用する場合を含む。）、第三項若しくは第四項、第六十五条第一項若しくは第六十六条第一項又は水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）第四条第一項の規定による水産動植物の採捕の制限等の措置その他の適切な措置を講ずるものとする。 3 （略） （行政庁） 第十八条 この章の規定中「行政庁」とあるのは、資源管理協定の対象となる海域が一の都道府県知事の管轄に属し、かつ、当該資源管理協定の対象となる漁業の種類に漁業法第五十二条第一項に規定する指定漁業又は同法第六十五条第一項若しくは水産資源保護法第四

資源保護法第四条第一項若しくは第二項の規定に基づく農林水産省令の規定により農林水産大臣の許可その他の処分を要する漁業が含まれない場合については当該海域を管轄する都道府県知事、その他の場合については農林水産大臣とする。 2 (略)	条第一項の規定に基づく農林水産省令の規定により農林水産大臣の許可その他の処分を要する漁業が含まれない場合については当該海域を管轄する都道府県知事、その他の場合については農林水産大臣とする。 2 (略)
--	--

改 正 案	現 行
（基本計画） 第三条（略） 2 基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。 一 三 （略） 四 前号に掲げる漁獲可能量のうち漁業法第五十二条第一項に規定する指定漁業、同法第六十五条第一項若しくは第二項又は水産資源保護法第四条第一項若しくは第二項の規定に基づく農林水産省令の規定により農林水産大臣の許可その他の処分を要する漁業その他農林水産省令で定める漁業（以下「指定漁業等」という。）の種類別に定める数量に関する事項 五 十二 （略） 三 九 （略） （基本計画等の達成のための措置） 第七条 農林水産大臣は基本計画（第三条第二項第六号及び第十号に掲げる事項を除く。）の達成を図るため、都道府県の知事は都道府県計画の達成を図るため、この法律の規定による措置のほか、漁業法第三十四条第一項（同法第六十三条第一項において読み替えて準	（基本計画） 第三条（略） 2 基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。 一 三 （略） 四 前号に掲げる漁獲可能量のうち漁業法第五十二条第一項に規定する指定漁業、同法第六十五条第一項又は水産資源保護法第四条第一項の規定に基づく農林水産省令の規定により農林水産大臣の許可その他の処分を要する漁業その他農林水産省令で定める漁業（以下「指定漁業等」という。）の種類別に定める数量に関する事項 五 十二 （略） 三 九 （略） （基本計画等の達成のための措置） 第七条 農林水産大臣は基本計画（第三条第二項第六号及び第十号に掲げる事項を除く。）の達成を図るため、都道府県の知事は都道府県計画の達成を図るため、この法律の規定による措置のほか、漁業法第三十四条第一項（同法第六十三条第一項において読み替えて準

用する場合を含む。）、第三項若しくは第四項、第三十九条第一項（同法第六十三条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）若しくは第五項、第六十五条第一項若しくは第二項若しくは第六十六条第一項又は水産資源保護法第四条第一項若しくは第二項の規定による水産動植物の採捕の制限等の措置その他の必要な措置を講じなければならない。

2（略）

（割当てによる採捕の制限）

第十一条 農林水産大臣は指定漁業等について基本計画に基づき、都道府県の知事は漁業法第六十五条第一項若しくは第二項若しくは水産資源保護法第四条第一項若しくは第二項の規定に基づく規則の規定又は漁業法第六十六条第一項の規定により都道府県の知事の許可その他の処分を要する漁業（第十八条第一項において「知事許可漁業」という。）について都道府県計画に基づき、採捕を行う者別に、大臣管理量又は知事管理量に係る漁獲量の限度の割当てを当該大臣管理量又は知事管理量による管理の対象となる一年の期間の開始前に行うことができる。

2 5（略）

（漁業法等による措置）

第十六条（略）

2 農林水産大臣又は都道府県の知事は、前項の規定による申出があ

用する場合を含む。）、第三項若しくは第四項、第三十九条第一項（同法第六十三条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）若しくは第五項、第六十五条第一項若しくは第六十六条第一項又は水産資源保護法第四条第一項の規定による水産動植物の採捕の制限等の措置その他の必要な措置を講じなければならない。

2（略）

（割当てによる採捕の制限）

第十一条 農林水産大臣は指定漁業等について基本計画に基づき、都道府県の知事は漁業法第六十五条第一項若しくは水産資源保護法第四条第一項の規定に基づく規則の規定又は漁業法第六十六条第一項の規定により都道府県の知事の許可その他の処分を要する漁業（第十八条第一項において「知事許可漁業」という。）について都道府県計画に基づき、採捕を行う者別に、大臣管理量又は知事管理量に係る漁獲量の限度の割当てを当該大臣管理量又は知事管理量による管理の対象となる一年の期間の開始前に行うことができる。

2 5（略）

（漁業法等による措置）

第十六条（略）

2 農林水産大臣又は都道府県の知事は、前項の規定による申出があ

つた場合において、漁業調整、水産資源の保護培養その他公益のために必要があると認めるときは、その申出の内容を勘案して、漁業法第三十四条第一項（同法第六十三条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）、第三項若しくは第四項、第六十五条第一項若しくは第二項若しくは第六十六条第一項又は水産資源保護法第四条第一項若しくは第二項の規定による水産動植物の採捕の制限等の措置その他の適切な措置を講ずるものとする。 3・4（略）	つた場合において、漁業調整、水産資源の保護培養その他公益のために必要があると認めるときは、その申出の内容を勘案して、漁業法第三十四条第一項（同法第六十三条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）、第三項若しくは第四項、第六十五条第一項若しくは第六十六条第一項又は水産資源保護法第四条第一項の規定による水産動植物の採捕の制限等の措置その他の適切な措置を講ずるものとする。 3・4（略）
--	--

○ 遊漁船業の適正化に関する法律（昭和六十三年法律第九十九号）新旧対照条文【附則第九条関係】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（登録の拒否） 第六条 都道府県知事は、遊漁船業者の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。 い。 一 四 （略） 五 この法律、船舶安全法（昭和八年法律第十一号）、船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第四百十九号）、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）若しくは水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）又はこれらの法律に基づく命令（漁業法第六十五条第二項又は水産資源保護法第四条第二項の規定に基づく規則を含む。）の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者 六 九 （略） 2 （略）	（登録の拒否） 第六条 都道府県知事は、遊漁船業者の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。 い。 一 四 （略） 五 この法律、船舶安全法（昭和八年法律第十一号）、船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第四百十九号）、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）若しくは水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）又はこれらの法律に基づく命令（漁業法第六十五条第一項又は水産資源保護法第四条第一項の規定に基づく規則を含む。）の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者 六 九 （略） 2 （略）